

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第21号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年寒川町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 町長は、前項の規定により候補者を選定しようとするときは、あらかじめ、第 12 条第 1 項に規定する寒川町指定管理者選定委員会(同項を除き、以下「委員会」という。)に諮問しなければならない。

第 11 条中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条中「(第 4 条第 4 号を除く。)及び前条」を「(第 4 条第 1 項第 4 号を除く。)、第 11 条及び前条第 1 項第 2 号」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(委員会)

第 12 条 次に掲げる事項を処理するため、寒川町指定管理者選定委員会を置く。

(1) 候補者の選定について、第 4 条第 2 項の規定による諮問に応じ、審査すること。

(2) 指定管理者制度の導入、候補者の選定手續その他指定管理者制度の運用に関し必要な事項について、町長の諮問に応じ、調査審議すること。

2 委員会は、委員 16 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 町職員

- 4 委員(前項第2号に掲げる者のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

60	指定管理者選定委員会委員	同	8,700円
----	--------------	---	--------

別表第2Bの項中「第59号」を「第60号」に改める。